

告 示

埼玉県告示第八百六十二号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和四年八月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県比企郡小川町大字上古寺字塚山九二〇番一、字柳沢九五〇番一、九五三番一、字奈良坂九七〇番一、字柿木平一一二一番、一一二四番、字佛沢一一三〇番一、一一三一番一、一一三二番一、一一三四番、一一四〇番一、字千本立一一四二番一、字小門山一一六三番一、一一六三番七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。)